

のれんの減損処理における定性的評価について

Testing Goodwill for Impairment: Focused on Qualitative Approach

島田 奈美*

Nami Shimada

本稿の目的は、米国におけるのれんの減損テストの手続きに焦点を当て、のれんの減損テストに定性的評価を導入した 2010 年公開草案、ASU2010-28、2011 年公開草案および ASU2011-08 を整理し内容を比較することにより、その特徴を明らかにし、問題点について検討することである。検討の結果、定性的評価にはその内容またはその実行において問題が存在することが明らかになった。キーワード：のれん、減損テスト、定性的評価、FASB、Topic350

I. はじめに

米国財務会計基準 FASB (Financial Accounting Standards Board、以下、FASB という。)は 2011 年 9 月に会計基準更新書第 2011-08 号 (Accounting Standards Update No.2011-08)「無形資産—のれん及びその他—のれんの減損テスト (Intangibles-Goodwill and Other (Topic350)-Testing Goodwill for Impairment)」(以下、ASU2011-08 という。)を公表し、のれんの減損テストの手続きに関する改訂を行った。それまでは、のれんの減損テストは年 1 回、またはのれんの兆候を示す一定の事象又は状況が生じた場合にはその時点で、2 段階からなる定量的な減損テストを実行することが求められてきたが、この減損テストの処理の複雑さと金銭的負担の問題に対処するために、ASU2011-08 において定性的テストの導入に至った。

本稿は、米国におけるのれんの減損テストの手続きに焦点を当て、定性的テストを主たる手続きとして導入した最初の公開草案である 2010 年公開草案 (Exposure Draft)「無形資産—のれんその他 (Topic350) —のれん減損テストの第 1 段階における報告単位の簿価の計算方法について (Intangibles-Goodwill and Other (Topic350) -How the Carrying Amount of a Reporting Unit Should Be Calculated When Performing Step 1 of the Goodwill Impairment Test)」(以下、2010 年公開草案という。)から始まり、会計基準更新書第 2010-28 号 (Accounting Standards Update No.2010-28)「無形資産—のれん及びその他 (Topic350) —簿価がゼロまたはマイナスである報告単位がのれんの減損テストの第 2 ステップを実施するタイミング (Intangibles-Goodwill and Other (Topic350) -When to Perform Step 2 of the Goodwill Impairment Test for Reporting Units with Zero or Negative Carrying

Amounts)」（以下、ASU2010-28 という。）、2011 年公開草案（Exposure Draft）「無形資産—のれん及びその他（Topic350）—のれんの減損テスト（Intangibles-Goodwill and Other（Topic350）-Testing Goodwill for Impairment）」（以下、2011 年公開草案という。）および ASU2011-08 を順に説明し、これらの改訂にみられた変更点について明らかにするとともに変更点（主に定性的評価の導入）に関する問題点について検討を行うことにする。

II. SFAS142「のれん及びその他の無形資産」におけるのれんの減損処理方法

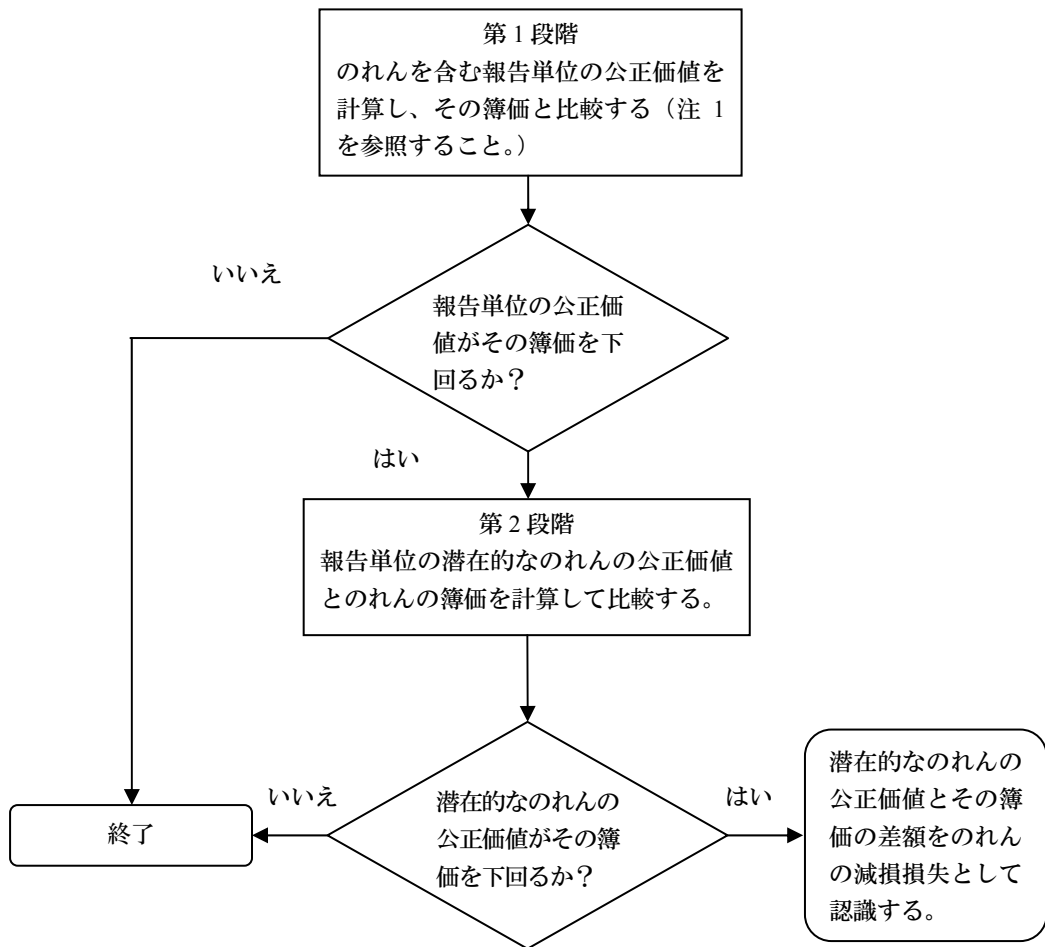
本節では、2001 年に公表された財務会計基準書第 142 号（Statement of Financial Accounting Standards No.142）「のれんおよびその他無形資産（Goodwill and Other Intangible Assets）」（以下、SFAS142 という。）におけるのれんの減損処理手続きについて簡単に説明する。SFAS142 はそれまでのれんの規則償却を廃止し減損テストを採用した初めての基準である。SFAS142 は 2001 年に公表されて以降、2008 年の改訂、2009 年の FASB Accounting Standards Codification（以下 FASB-ASC という。）の Topic350「無形資産—のれん及びその他（Intangibles-Goodwill and Other（Topic350）-Testing Goodwill for Impairment）」（以下、「FASB-ASC Topic350」という。）への移行を経たが、その過程においてのれんの減損手続きに関する大きな変更点はない。

1. のれんの減損処理の手順

SFAS142 では、報告単位¹⁾のレベルで 2 段階からなる減損テストが実施され、のれんの減損が認識される。のれんの減損テストは少なくとも年 1 回、一定時点において実施され、報告単位の公正価値²⁾を減じる可能性のある一定の事象³⁾が生じた場合にはその時点で実施される（par.26～28）。SFAS142 において、のれんの減損の存在の有無を判断するために、定性的な評価方法を用いる場合があるが、これは、年 1 回の定量的テスト（第 1 段階）の実施を前提としたものである。

減損テストの第 1 段階では、のれんを含む報告単位の公正価値とその簿価とを比較することにより行われる。その簿価が公正価値を超過する場合には、第 2 段階に進む（par.19）。

第 2 段階では、報告単位の潜在的なれんの公正価値⁴⁾と簿価の比較を行い、のれんの減損損失の額を測定する。のれんの簿価がその公正価値を超過する場合には、その超過額を減損損失として計上する（par.20）。潜在的なれんの公正価値の測定方法は、企業結合時におけるのれんの測定方法と同様である。つまり、報告単位が取得され、報告単位の公正価値を取得の際の支払対価とみなし、資産（未認識の無形資産を含む）と負債に配分した純額（純資産）とあらかじめ推定された報告単位の公正価値との差額がのれんの公正価値である（par.21）。図 1 は SFAS142 に基づくのれんの減損テストの流れを図示したものである。



注1. のれんの減損テストは少なくとも年1回、毎期同じ時期に実行されるが、報告単位の公正価値を減じる可能性のある一定の事象が生じた場合にはその時点で実施される。

図1. 「SFAS142における減損テストの手続き」筆者作成。

Ⅲ. 2010年公開草案「のれん減損テストの第1段階における報告単位の簿価の計算方法について」

2010年10月6日、FASBは、2010年公開草案「のれん減損テストの第1段階における報告単位の簿価の計算方法について」を公表した。本節では、2010年公開草案における改訂の背景とその内容について説明することでその特徴を明らかにし、改訂点における問題点について検討する。

1. 2010年公開草案公表の背景

のれんの減損テストの第1段階において報告単位の簿価が公正価値を超過する場合、のれんの

減損テストの第2段階を実行しなくてはならない。しかし、当時の実務において、異なる簿価の計算方法が存在した。1つは報告単位の簿価を計算する際に用いられていた方法として、株主資本を前提とした方法で、一般的には企業の報告単位の総資産と総負債の差額、つまり純資産簿価である（以下、株主価値という）。もう1つは企業を前提とした方法で、一般的には報告単位の総資産から資本構成の一部である負債（ネットデット⁵⁾）を除く負債を差し引いた純額である。（以下、企業価値という）。

実務では、株主価値で計算した結果、報告単位の簿価がゼロまたはマイナスになった場合、企業価値が用いられることもあった。なぜなら、図2のように、企業価値の方が、株主価値よりも金額が高い場合が多いからである。

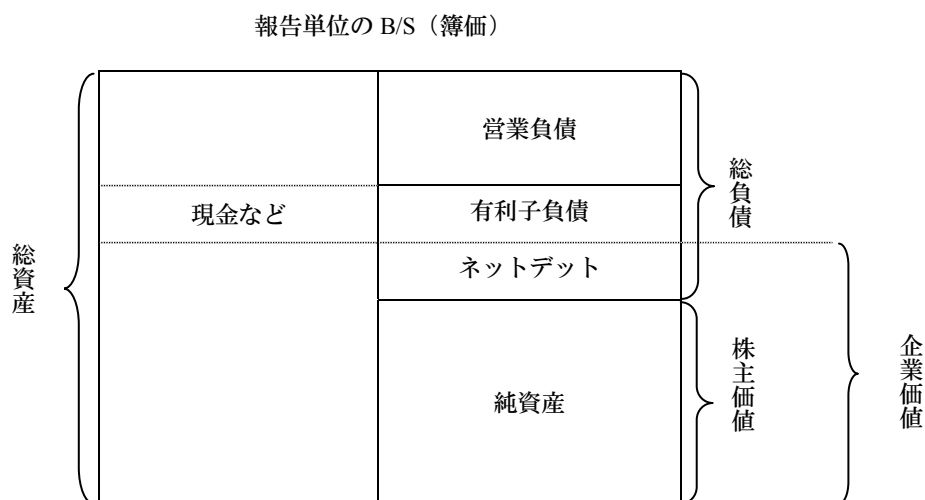


図2. 「報告単位の簿価の計算方法」筆者作成。

しかし、株主価値を用いる企業も存在した。株主価値を計算した結果、報告単位の簿価がゼロまたはマイナスになった企業では減損テストの第1段階で減損の兆候が発見されない場合がある。なぜなら、報告単位の公正価値は通常にゼロより大きいからである。この結果、のれんの減損の兆候を示す要因があるにもかかわらず、減損テストの第2段階が実行されないことに関する懸念が生じた（BC.2）。

2. のれんの減損処理の変更点

のれんの減損テストの第1段階では、潜在的なれんの減損を識別するために、のれんを含む報告単位の公正価値と簿価を比較する。報告単位の簿価は、par.350-20-35-39⁶⁾に従い、総資産と総負債の差額として計算されることになる（par. 350-20-35-4）。

この規定により、報告単位の簿価の計算方法が、総資産と総負債の差額、つまり株主価値に限定されることになった。

報告単位の簿価がゼロより大きく、またその公正価値が簿価を超える場合には、報告単位ののれんは減損していないとみなす。よって、減損テストの次の段階に進む必要はない。報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの場合、par.350-20-35-8A に従い、のれんの減損の有無を判断することになる (par.350-20-35-6)。

報告単位の簿価がゼロまたはマイナス、かつのれんの減損の可能性が比較的高いと判断される場合、減損テストの第2段階を実行し、減損損失の額を測定することになる。のれんの減損が存在する可能性が比較的高いかどうかを検討する際、企業は状況の悪化を示す定性的要因があるかどうかを評価することになる (par.350-20-35-8A)。

その事象と状況の例は par.350-20-35-30 (a) から (g) で以下のように示されている。

- (a) 重大かつ不利な法律の改正、または企業犯罪
- (b) 規制当局による不利な規制と評価
- (c) 不測の競争にさらされる。
- (d) 重要な従業員の流出
- (e) 報告単位または重要な報告単位の要素が、売却または処分される可能性が50%を超える。
- (f) 報告単位における重大な資産グループの回復可能性に対するテストまたは処分を行っている。
- (g) 報告単位の構成要素である子会社の財務諸表にのれんの減損損失が認識されている。

この公開草案における改訂の対象は、報告単位の簿価の計算方法と簿価がゼロまたはマイナスの報告単位であり、主たる変更点は簿価の計算方法を、株主価値を用いて計算する方法に限定したことと、簿価がゼロまたはマイナスの報告単位を有する企業が減損の有無を判断するための定性的要因を例示したことである。

このうち後者については、簿価がゼロまたはマイナスである報告単位を有する企業が、報告単位の公正価値が一般的にはゼロより大きいことを理由に、減損テストの第1段階において、自動的に減損の兆候は存在しないという結論を出し、本来ならばのれんが減損の兆候を示す要因があるにもかかわらず第2段階に進まず、結果としてののれんの減損損失を認識しないという懸念に対応したものである。

簿価がゼロまたはマイナスの報告単位に対しこれまでの定量的評価に代わる定性的評価を提案したことについて FASB は、「この共通合意により報告企業の重荷が制限されると考えている。なぜなら、それは自動的に減損テストの第2段階を要求するものではないが、のれんの減損の存在の可能性が比較的高い状況を把握することができるからである (BC5)。」つまり、財務諸表の作成者が負担する労力（コスト）を軽減すること、また「今回の改訂により、特定の企業においてのれんの減損テストの第2段階を実行が求められることになった。しかし、FASB の専門委員会は、のれんの減損の存在の可能性が比較的高い場合、第2段階の実行が要求されることにより、

実行コストが縮小されたと信じている。また、そのような報告単位に対する第2段階の実行コストを、現行の減損テストの第1段階では認識されなかったような、のれんの減損が生じた報告単位を識別するという便益が上回ると信じている（BC12）。」とし、財務諸表の利用者に対する便益を増加させると主張した。

IV. ASU2010-28「無形資産—のれん和其他（Topic350）—簿価がゼロまたはマイナスである報告単位がのれんの減損テストの第2ステップを実施するタイミング」

2010年公開草案の公表の後、コメントレターに寄せられた意見をフィードバックした形で、2010年12月、FASBはASU2010-28「無形資産—のれん和其他（Topic350）—簿価がゼロまたはマイナスである報告単位がのれんの減損テストの第2ステップを実施するタイミング」を公表した。このASU2010-28で新たに変更された規定はないが、基準の改訂の「背景と根拠」において、この後、2段階からなる減損テストの手続きの内容を変更させることを示唆する内容が記されている。

先の公開草案において、簿価がゼロまたはマイナスの報告単位を有する企業に対しては、のれんの減損テストの第1段階(定量的評価)に代えて定性的要因による評価を行うことになったが、ASU2010-28の「結論の根拠」において、「専門委員会は、企業が簿価を計算するという方法を用いることなしに、この指針（減損テスト）を適用することが可能である（BC5）」とし、対象企業を限定しているとはいえ、定量的評価を省くことで、財務諸表の作成者の負担を軽減することをより強調している。

また、FASBは「結論の根拠」において、「専門委員会は、非公開企業財務報告委員会（Private Company Financial Reporting Committee、以下、PCFRCという。）⁷⁾による非公開企業がのれんの減損テストの第1段階における定量的テストを定性的テストに代えるという提案について検討した（BC6）。」と述べているが、これは、2010年10月と11月に、FASBが非公開企業の懸念事項に関して議論するための円卓会議を主催した際、のれんの減損テストにおける第1段階を実施することに対する複雑さと金銭的負担が大きいという懸念を非公開会社の財務諸表の作成者から示されたことと深く関連している。このことから、FASBはのれんの減損テストの第1段階に代えて定性的評価を行うことについて検討の対象を簿価がゼロまたはマイナスの報告単位以外にも拡大していく意向を読み取ることができる⁸⁾。

1. SFAS142から2010年公開草案およびASU2010-28への主な変更点と問題点

SFAS142から2010年公開草案およびASU2010-28への主な変更点の1つ目は、減損テストの第1段階における報告単位の簿価の測定方法である。SFAS142ではその測定方法を限定していな

かったため、報告企業によって恣意的に異なる処理が行われるケースが存在した。ASU2010-28では、報告単位の簿価の計算方法を株主価値に限定しこの問題に対応した。2つ目の変更点は、報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの企業に対する第1段階の適用についてである。SFAS142ではこのような報告単位に対しても第1段階における定量的テストを要求していたが、そのような報告単位の公正価値がゼロを超えた場合、第1段階をパスしてしまうために、本来のれんの減損が存在する場合でも計上されないといった問題があった。ASU2010-28は、そのような企業に対し、第1段階に代わり、定性的テストを実行しその結果のれんの減損が存在する可能性がどちらかといえば高いと判断した場合には、第2段階に進むことを要求している。しかし、par.350-20-35-30(a)から(g)に基づきのれんの減損の可能性を判断する場合、これはあくまでものれんの減損の可能性を示す事象や状況の例であって規準ではないため、どちらかといえば高いと判断するためにはこれらの例のうちいくつ該当すればよいのか、どの例を重視すべきなのかについて明らかにされておらず、また「どちらかといえば高い」という判断をどこで行うのかも明らかにされていないために、その判断の大部分を財務諸表作成者の主観に頼ることになってしまうという問題が存在した。

V. 2011年公開草案「無形資産—のれん和其他（Topic350）—のれんの減損テスト」

2011年4月22日、FASBは、2011年公開草案「無形資産—のれん和其他（Topic350）—のれんの減損テスト」を公表した。本節では2011年公開草案が公表された背景と内容について説明することでその特徴を明らかにし、改訂点における問題について検討する。

1. 背景

のれんの減損テストの第1段階において、のれんを含む報告単位の公正価値と簿価の比較が求められている。報告単位の公正価値がその簿価を少しでも下回った場合、第2段階に進み、減損損失の額を測定しなくてはならない(BC4)。しかし、FASBは、非上場企業の財務諸表の作成者から、のれんの減損テストの第1段階における報告単位の公正価値の計算が複雑かつ金額的に負担が大きいという指摘をうけた。これに関して、財務諸表の作成者は、FASBが減損テストに定性的評価アプローチの使用を認めることを勧告した(BC5)。

このような指摘を受け、費用便益を考慮してのれんの認識と測定に対する指針について再検討するとともに、この問題に取り組むにあたって非公開企業と公開企業の間には、のれんの会計指針に異なる基準(basis)が存在するかどうかの評価を行った(BC5)。

2010年12月8日の審議会において、FASB議長のSeidmanが、非公開会社に対するのれんの減損テストの代替的な方法の排除をアジェンダに追加した。このプロジェクトは非公開企業の財務

報告に焦点が当てられていたが、FASB はこのプロジェクトの範囲を公開企業にまで拡大するために追加的な調査を行った（BC6）。

このように、今回の公開草案の公表は、非公開企業によるのれんの減損テストの第1段階の実行に対する懸念が発端となっている。また、検討の対象を、非公開企業に限定せず、公開企業まで拡大することになったが、その経緯を以下で説明する。

2. 範囲

FASB は、財務諸表でのれんを公表する公開・非公開のすべての企業に、今回の改訂を適用することを決定した。このプロジェクトは元来、非公開企業の金銭的負担と処理の複雑さを軽減することを目的としたものであったが、多くのケースにおいて、非公開企業・公開企業双方の財務諸表の作成者が、会計基準の適用に対する金銭的負担と処理の複雑さに対して同じような懸念を抱いていることが認められた。よって、財務諸表の利用者と作成者に関して、非公開企業と公開企業とでのれんの会計処理に対する認識の違いが存在するどうかを評価するための調査を行った（BC7）。

FASB は、非公開企業と公開企業間で、財務諸表の作成者と利用者ののれん（貸借対照表に計上された額）とのれん減損損失に対する認識の違いについて検討を行った。非公開企業と公開企業の双方の利用者は、一般的に、彼らの企業評価に際してのれんの減損損失を考慮しないことが分かった。また、のれん（貸借対照表に計上された額）ものれんの減損損失に対する認識と大きな違いはないことを観察した（BC8）。このことは、財務諸表の作成者がのれんの減損テストを実行する際の負担と、財務諸表の利用者にもたらされる便益が釣り合っていないことを示している。さらに、非公開企業と小規模の公開企業の多くは、報告単位の公正価値を計算することができるような内部資源が乏しく、大規模の公開企業と比較して、会計部門に関する費用負担が大きいことを観察し（BC9）、非公開企業と同じ問題を抱えている公開企業の存在を確認することによって、公開草案の対象を拡大することに決定した。

3. 減損テストの手続き

2011年公開草案における減損のテストの主たる変更点は、のれんの減損テストの出発点を定性的評価にするというオプションを加えたことである。本節では公開草案で公表された変更部分を取り上げながら説明を行っていくが、全体的な会計処理の流れについては図3を参照されたい。

a. 定性的評価

企業は、2段階からなる減損テストを実行する必要性を決定するに先だって定性的評価を行うことが可能となる。定性的評価によって減損テストが必要であると決定された場合、潜在的なのれんの減損を認識し、減損損失の金額が測定される（par. 350-20-35-3）。

企業は、のれんを含む報告単位の公正価値が簿価を下回る可能性が比較的高い（50%を超える可能性）かどうかを決定する定性的要因に基づき評価することが可能となる（par. 350-20-35-3A）。

企業は、裁量的に定性的評価をバイパスし、直接減損テストの第1段階を実行することも可能である。その後の会計期間において、定性的評価に戻ることも可能である（par. 350-20-35-3B）。

これらのパラグラフから、2011年公開草案は、企業に定性的評価を強制するのではなく、定性評価を行わずのれんの減損テストの第1段階で求められる報告単位の公正価値が簿価を下回るかどうかのテストから始めることも認めていることがわかる。また、報告単位の公正価値が簿価を下回ると判断できる事象ないし状況が認められる場合には、第1段階を行う必要があるが、そのような事象ないし状況が認められない場合には、それ以降の減損テストを行う必要はない。つまり、これまでは少なくとも年1回の定量的な減損テストが義務付けられていたのに対し、2011年公開草案では、定性的評価をクリアすれば定量的テストを実行する必要はなくなるのである。

b. 定性的な要因

FASBは、ほとんどすべての利害関係者からのれんの減損テストにおいて定性的評価を認める場合、減損の存在を決定づける事象と状況の例を修正すべきであると指摘された。また、par.350-20-35-30に規定された事象と状況の例は、潜在的なのれんの減損を示す企業特有の事象と状況を識別するためには、不十分でかつ有効ではないとも指摘された。FASBは調査の結果、par.350-20-35-30に規定された事象と状況の例は、のれんの減損損失を認識した多くの公開企業によって公開された実際の理由とはほとんど対応しないことが判明した。また、その調査からのれんの減損損失を報告したほとんどの公開企業が、複数の要因を公開したことが分かった（BC19）。

したがって、FSABは報告単位の公正価値が簿価よりも下回る可能性が50%を超えるかどうかを評価するための事象と状況の例を拡大することに決定した。この決定によりFASBはpar.350-20-35-30を廃止し、その代わりpar.350-20-35-3Cを新しく規定した。

報告単位の公正価値がその簿価を下回る可能性がどちらかといえば高い（50%以上の可能性）かどうかを評価する際、関連する事象と状況が評価されることになる。そのような事象と状況の例は以下のとおりである（par. 350-20-35-3C）。

- (a) マクロ経済状況の悪化：一般的な経済状況の悪化、資本調達制限、外国為替レートの変動、株式または信用市場におけるその他の変動など
- (b) 産業及び市場の動向：企業が事業を行っている環境の悪化、競争環境の絶対的・相対的な激化、市況の悪化、企業の製品またはサービスの市場の変動又は規制・法律上の改正など
- (c) 原材料、労働またはその他の原価の上昇のような利益およびキャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすコスト要因
- (d) 財務業績の悪化：キャッシュ・フローがマイナスあるいは減少傾向にあること、前期以前

の売上、利益の実績及び予想と比較して、実績または計画の値が減少しているなど

- (e) 経営者、重要な社員、戦略または顧客の変動、倒産の見込み、あるいは訴訟のような企業固有のその他の現象
- (f) 報告単位に影響を与える事象：純資産簿価の変動、報告単位の一部またはすべてを売却または処分する見込みが 50%以上、報告単位の重要な資産グループの回収可能性が評価されている、報告単位を構成する子会社の財務諸表上で減損損失が認識されている。
- (g) 持続的な株価の減少（相対的・絶対的比較の両方で検討する）

上記の (a) から (g) で挙げられた事象と状況を評価した結果、企業が報告単位の公正価値がその簿価よりも下回る可能性がどちらかといえば高くない（可能性が 50%以下）と判断した場合は、それ以降 2 段階からなるのれんの減損テストを実行する必要はない（par. 350-20-35-3D）。対して、報告単位の公正価値がその簿価よりも下回る可能性がどちらかといえば高い（可能性が 50%を超える）と判断した場合、2 段階からなる減損テストを行うことになる（par.350-20-35-3E）。

c. 定性評価にあたって考慮すべき事項

企業は定性的評価を実行するにあたって、以下の事項を考慮する必要がある。

350-20-35-3C (a) から (g) の例はすべて事象と状況を網羅しているわけではない。企業は、のれん減損テストの第 1 段階を行うかどうかを決定するために、挙げられた以外の関連する事象または状況も検討すべきである。企業は、識別された不利な要因が報告単位の公正価値に与える影響の重要性について検討すべきである（par.350-20-35-3F）。

企業はまた、報告単位の公正価値が簿価を下回る可能性を緩和する肯定的な事象や状況を検討すべきである（par.350-20-35-3F）。

企業が直近の報告単位の公正価値を把握している場合、それもまた検討要因に含まれる（350-20-35-3F）。つまり、減損テストの第 1 段階を行うかどうか決定できるほど、かなりの差で公正価値が簿価を超えるかどうかを検討されるのである。

企業は、識別された事象と状況の重要性を、その証拠の量に基づいて評価すべきである。個々の事象や状況の例が、必ずしも単独でのれんの減損テストの第 1 段階を要求することはない。また、減損の兆候を緩和する肯定的な事象や状況も、のれんの減損テストの第 1 段階を行うべきではない、という反証を許す決定的な根拠となるわけではない（par.350-20-35-3G）。

d. 減損テストの手続き（第 1 段階における変更部分）

2011 年公開草案で提案された主たる変更点は、2 段階からなる減損テストを実行する必要性を決定するに先だって定性的評価を行うことが可能となったことであり、減損テストの第 2 段階についての変更は行われていない、よって本節ではのれんの減損テストの第 1 段階において変更さ

れた部分を取り上げる。

ア. 簿価がゼロまたはマイナスの報告単位に対するのれんの減損テストの実施方法

簿価がゼロまたはマイナスの報告単位に対してのれんの減損テストにおけるのれんの減損の有無を評価するための定性的要因についての変更はなかったが、実施方法について、「簿価がゼロまたはマイナスの報告単位を持つ企業は、のれんの減損テストの第1段階を行う必要はない、そのような企業はいつも第1段階をパスするからである。(par.350-20-35-8A)。」という文言が付け加えられた。この文言から報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの企業にとって、のれんの減損テストの第1段階はテストとしての意味をなさないことを強調し、定性的評価の必要性についてより認識してもらおうという意図が垣間見える。

イ. 報告単位の公正価値評価について

のれんの減損テストの第1段階において、報告単位の公正価値の計算が求められているが、この計算に関して、これまでは以下の規準をすべて満たす場合、前の年に計算された公正価値を次の年に繰り越すことが可能であった。

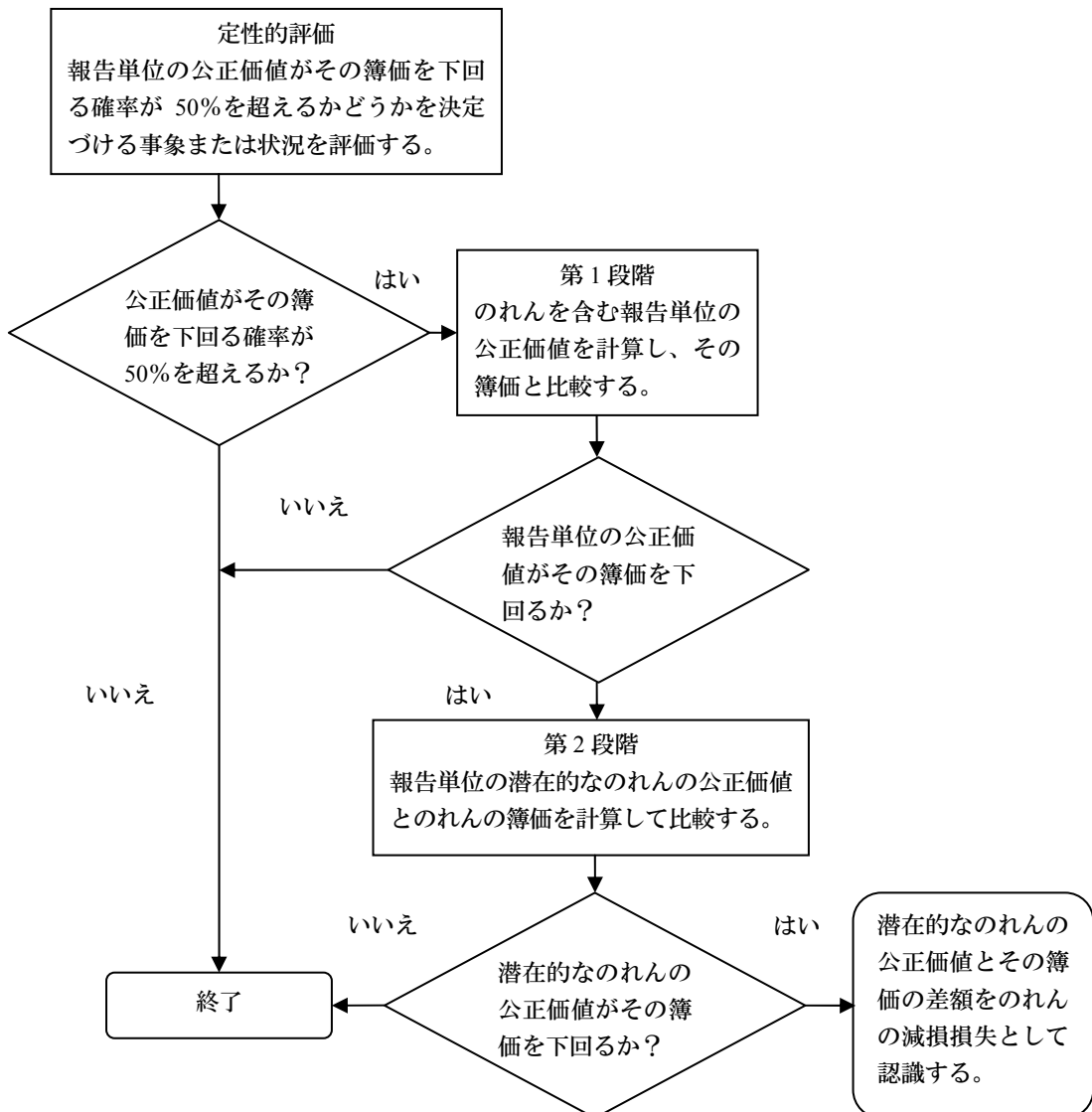
- (a) 報告単位を構成する資産と負債が、直近の公正価値の計算以来大きく変動していない。(最近における大規模の企業取得または企業のセグメント報告単位の認識は、報告単位の構造を大きく変化させる事象の一例である。)
- (b) 直近の報告単位の公正価値が、かなりの差で簿価を上回ることになった場合。
- (c) 直近の報告単位の公正価値の計算以来変化した状況や生じた事象の分析に基づき、現在の公正価値が現在の簿価を下回る可能性が排除された場合。

これに対し、FASBはこのアプローチは有効なコスト削減にはならないと判断しこのパラグラフを削除した。なぜなら、前年の公正価値を繰り越すオプションを活用することを認める規準すべてを満たすことは困難であり、実務において、前年の公正価値の値に対する信頼が置かれていないために、定性的評価にもとづいて報告単位の公正価値がその簿価を下回る可能性が50%を超えると判断した場合、前年の公正価値を用いることができず、現在の公正価値を計算しなくてはならないからである。

2011年公開草案を公表する主たる目的は財務諸表を作成する際の処理の複雑さと金銭的負担の軽減であり、のれんの減損テストの第1段階における変更内容やその理由もその目的に沿ったものである。しかし、本公開草案の「概要」において、FASBは利害関係者から、第2段階まで改訂の範囲を拡大した場合、さらに作成コストを減らすことができると指摘された。なぜなら、のれんの減損テストの第2段階を実行する際にのれんの公正価値を求める必要があり、そのためには報告単位のすべての資産と負債の公正価値の評価を行わなければならないが、これが最も複

雑で金銭的負担を作成者に与えるからである（BC23）。

しかし、「作成者が主に関心を抱いていたのは、第 1 段階の実行に際するコストの削減であること、作成者は報告単位が第 1 段階を行うことになった場合、減損損失の計算コストについては関心を示さなかった（BC23）」ことにより、FASB 減損テストの第 2 段階を修正しないことに決定した。



注 1. 企業は質的評価をスキップして減損テストの第 1 段階に進むことも可能である。

注 2. その簿価がゼロまたはマイナスの報告単位を持つ企業は、のれんの減損が存在する確率が 50%を超えるかどうかの質的評価を行ったものとみなし、直接第 2 段階に進むことになる（par.350-22-55-25）。

図 3. 「公開草案で公表されたのれん減損の手続き」（出典：2011 年公開草案、par.350-22-55-25）

VI. ASU2011-08「無形資産—のれん和其他 (Topic350) —のれんの減損テスト」

2011年9月15日、FASBはASU 2011-08「無形資産-のれん和其他 (Topic350) のれんの減損テスト」を公表した。本節では、ASU 2011-08を公表した背景とその内容について説明することでその特徴を明らかにし、改訂点における問題を検討する。

1. 背景

2011年4月、FASBは2011年公開草案を公表し、のれんの減損テストの第1段階のもとで報告単位の公正価値を計算するかどうかを決定する前に、定性的評価を実行することを認めることにより、のれんの減損テストに対する費用と複雑さを減少させることを試みた。公開草案のコメント期限は2011年6月6日であり、FASBは93通のコメントレターを受け取った。大規模の監査法人や評価会社が、提案された定性評価アプローチに関連する実行可能性と監査の問題に関心を寄せた。これらの関心に応え、2011年7月、FASBは2つのワークショップを開催し、大規模から小規模までを含む監査法人、財務諸表の作成者、基準設定者の代表者が顔を連ねた。ワークショップにおいて、何人かの大規模の監査法人の代表者は、2011年公開草案の内容は明確であり定性的評価は監査可能であると意見を述べたが、様々な事象や状況が報告単位の公正価値または簿価に与える影響を評価する方法に変動が生じるかもしれない、(それに対応するような) 実例や規範となる指針が存在しないと指摘した。また参加者からはFASBが公開草案を部分的に実行することを明確にし、公開草案を大きく変更しないという提案もあった (BC7)。

2011年8月、FASBはワークショップで交わされた意見をフィードバックして議論し、以前に決定した内容について再審議した。2011年公開草案は実行可能であり、のれんの減損テストの費用や複雑さを軽減するだろうという意見に基づき、FASBは以前の決定を承認し、ワークショップで生じたいくつかの懸念は、普及に努める際に、いくつか細かい部分を追加し提案内容を明確にすることにより解消されるだろうと結論付けた。2011年8月に当プロジェクトは完了し、更新内容が公表された (BC8)。

2. のれんの減損テストに関する規定の変更点

以上の経緯から、ASU2011-28は2011年公開草案からの大きな変更点はないが、基準の内容を明確にするためにいくつかの部分細かく修正した。本節ではその修正部分と修正することにより明確になった部分を説明する⁹⁾。

a. 定性的評価

定性的評価の実行方法自体に変更はないが次のパラグラフでは文章に置き換わっている。

どの企業、どの期間においても、先のパラグラフに記載される、定性的評価をバイパスするオ

プシオンを持ち、直接減損テストの第1段階を実行することが可能である。その後の会計期間では質的評価に戻ることも可能である（350-20-35-3B）。

2011年公開草案においても定性的評価をバイパスすることが可能であると規定されていたが、ASU2011-08では、その対象企業と時期が明確にされた。

報告単位の公正価値がその簿価を下回る確率が50%以上かどうかを評価する際、関連する事象と状況が評価されることになるが、そのような事象と状況の例を示す par.350-20-35-3C に変更点はない。

b. 定性評価にあたって考慮すべき事項

350-20-35-3C (a) から (g) の例はすべてを網羅しているわけではなく、企業は、のれん減損テストの第1段階を行うかどうかを決定するために、関連する事象または状況を検討することになる。企業は、識別された事象や状況が、それぞれの程度報告単位の公正価値とその簿価との比較に影響を与えるのかを検討することになる。企業は、報告単位の公正価値と純資産の簿価に最も影響を与える、特定の事象と状況を重視すべきである（350-20-32-3F）。

下線の部分が追加された部分である。この文章を追加することにより、企業がのれんの減損の兆候を示す定性的要因のうち、どれを重視すべきかについてより明確な基準を与えたものと考えられる。

c. 減損テストの手続き（第1段階における変更部分）

減損テストの実施方法についても2011年公開草案からの変更はないが、報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの企業におけるのれんの減損テストの手続きについて、以下の文章のうち下線部分が追加された。

報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの場合、のれんの減損の可能性が50%以上のとき、減損テストの第2段階を行い、減損損失の額を測定することになる。簿価がゼロまたはマイナスの報告単位を持つ企業は、のれんの減損テストの第1段階を行う必要はない。のれんの減損が存在する確率が50%を超えるかどうかを検討する際、企業は、パラグラフ 350-20-35-3F から 35-3G を用いて、状況の悪化を示す定性的な要因があるかどうかを評価することになる。その事象と状況の例は 350-20-35-3C (a) から (g) に示されている。簿価がゼロまたはマイナスの報告単位ののれんが減損する可能性が50%を超えるかどうかを評価する際に、企業はまた、資産と負債の簿価と見積もられた公正価値の重要な差異が存在するか、重大な未認識の無形資産が存在するかどうかを検討すべきである。（350-20-35-8A）。

下線の部分を追加することにより、のれんが減損する可能性が50%を超えるかどうかを示す、重大な事象と状況の変化が起きたかどうかを検証するための基準が明確になったと考えられる。

のれんの減損テストの第2段階については、前節で紹介した公開草案の作成プロセスの中で、のれんの認識と測定についてはプロジェクトの範囲から外すことに決定したために、新たに検討は行われていない。

3. ASU2010-28 から ASU2011-08 までの主な変更点と問題点

ASU2010-28 から ASU2011-08 までの主な変更点は、2段階からなるのれんの減損テストに先立って定性的評価を行うということである。定性的評価の結果のれんの減損の存在がどちらかといえば高いと判断された場合、第1段階を実行することになった。

ASU2010-28 の変更は、報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの企業が、第1段階における定量的評価をクリアすることにより、のれんの減損の計上を回避して財務諸表の内容を歪めてしまうという問題に対応したものであり、定性的評価の対象をそのような企業に限定していた。それに対して、ASU2011-28 は、第1段階を行う際の処理の複雑さや金銭的負担というコストを軽減するために行われた変更であり、その対象を、のれんを財務諸表で計上するすべての公開企業・非公開企業に拡大している。その際、のれんが存在する可能性を示す事象または状況の例を par350-20-35-3C (a) から (g) として新たに作成し、par350-20-35-30 の例を削除した。

定性的評価の実施方法について、ASU2010-28 では「どちらかといえば高い」をどこで判断すればよいか明らかにしていなかったが、ASU2011-28 では「可能性が50%を超える」という文章を加えることにより明確になった。また ASU2010-28 ではのれんの減損の可能性を判断するための事象と状況の例をどのように判断するのかについて指示していなかったが、ASU2011-28 は par.350-20-35-3F と par.350-20-35-3G において判断の目安を示している。

しかし、この目安を示したとしても解決できない問題も存在する。たとえば、「350-20-35-3C (a) から (g) の例はすべて事象と状況を網羅しているわけではない。事業体は、のれん減損テストの第1段階を行うかどうかを決定するために、挙げられた以外の関連する事象または状況も検討すべきである。(par.350-20-35-3F)。」は、350-20-35-3C (a) から (g) に一致しないことを理由にのれんの減損テストを回避する企業がでないために追加された文章であると思われるが、そのような企業が自主的に関連する事象と環境を見つけたして減損テストの第1段階を実施するかといえば疑問である。また、「企業は、識別された事象と状況の重要性を、その証拠の量に基づいて評価すべきである。個々の事象や状況の例が、必ずしも単独でのれんの減損テストの第1段階を要求する代表的な例になることはない。また、減損の兆候を緩和する肯定的な事象や状況も、のれんの減損テストの第1段階を行うべきではない、という反証を許す決定的な根拠となるわけではない (par.350-20-35-3G)。」とあり、状況と事象の例を総合的に判断することを指示しているが、文字通り実行するとすると作成者が想定できる限りのすべての事象と状況について調べあげる必要があり、第1段階における定量的評価と定性的評価とを比較して、課される負担が軽減されると

は考えにくい。ASU2011-08 の「結論の背景と根拠」において、「FASB は、非公開企業と小規模の公開企業の多くは、報告単位の公正価値を計算することができるような内部資源が乏しく、大規模の公開企業と比較して、会計部門に関する費用負担が大きいことを観察した (BC11)。」ことを、第 1 段階を実施する上での問題として取り上げたが、上で述べたような定性的評価の特徴を考慮すると、定性的評価の方がその実行に際して報告企業の内部資源や作成者の力量に頼る部分が大きく、のれんの減損損失の可能性についての判断について財務諸表作成者の裁量を許すかどうかという以前に、報告企業によって判断の質にばらつきが出やすくなってしまい、その結果、財務諸表の内容が歪められる可能性がある。

VII. おわりに

本稿は、米国におけるのれんの減損テストの手続きに焦点を当て、2010 年公開草案、ASU2010-28、2011 年公開草案および ASU2011-08 を順に説明し、これらの改訂でみられた変更点とその問題点について検討を行った。

まず、2010 年公開草案および ASU2010-28 における主な変更点は、のれんの減損テストの第 1 段階における報告単位の簿価の計算方法を株主価値に基づく方法に限定したこと、および報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの企業は第 1 段階のテストに代えて定性的評価を実施するということである。つぎに 2011 年公開草案および ASU2011-08 における主な変更点は定性的評価の範囲を、のれんを計上するすべての公開・非公開企業に拡大し、そこでのれんが存在する可能性が高いと判断された場合には定量的な減損テストを実施することになったことである。

2010 年公開草案が公表された時点では、ある特定の企業が減損テストの仕組みを逆手にとって実体とは異なる会計処理を行うことを防ぐことが定性的評価を導入する目的であったが、この定性的評価を普及する段階で、多くの非公開企業（その後の調査で公開企業からも）から減損テストにおける第 1 段階の定量的テストによる負担が大きいという指摘を受けて、減損テストの際に負担するコストを軽減することが目的となった。

この目的が達成されるかどうかについては、少なくとも par350-20-35-3C (a) から (g) に当てはまるのかを検証する必要があることから困難であると思われるが、それより問題なのは、図表 3 を見て分かるように、2 段階からなる定量的テストに先立って定性的評価が実施され、その結果が優先されるということである。定性的評価もその実行に際して報告企業の内部資源や作成者の力量に頼る部分が大きいために、その判断の質にばらつきが生じ、仮に質の低い判断がなされた場合、本来ならのれんが減損していたとしてもそれを計上しない可能存在するためである。これについて FSAB は ASU2011-28 の「結論の背景と根拠」において、「報告単位の公正価値が簿価を上回る可能性が 50% を超えることになった場合でも、2 段階の減損テストの第 1 段階を実行することを要求することにより、不必要なコストがかかり、質的評価アプローチを採用するメリッ

トが減ると考えている (BC11)。」とし、定性的評価の結果を確認するために第1回のテストを実施しないこととした。コストを理由にこの問題を無視する背景には、「財務諸表の利用者が企業を評価する際にのれんの貸借対照表数値とのれんの減損損失を重視していない (BC10)」と FASB が認識していることにある。そのような会計数値を計算するために余計なコストは軽減したいというわけである。しかし、Hirschev and Richardson (2002) と島田 (2010) 研究において、のれんを減損情報の公表と株価に相関があるという実証結果も得られているように、財務諸表に計上された段階では財務諸表の利用者にとって重視されない数字かもしれないが、のれんの減損という事実 (その金額も含めて) 自体は情報として価値が存在するため、FASB は今後、定性評価に基づく判断の質の保証について検討すべきであると考ええる。

- 1) レポーティング・ユニットとは事業セグメントと同じまたはそれより1つ下の水準のことをいう (SFAS142, par.30)。
- 2) 報告単位の公正価値とは、第3者取引において、報告単位を売却すると仮定したときの額である。活発な市場における株式市場価値が公正価値として最も信頼が置ける。それが無い場合には割引キャッシュ・フロー法などによる見積もりになる (SFAS142, par.23)。
- 3) 一定の事象とは次のとおりである。
 - a. 重大かつ不利な法律の改正または企業犯罪
 - b. 規制当局による不利な規制の制定や評価
 - c. 予期しない競争にさらされる。
 - d. 重要な従業員の喪失
 - e. 報告単位又は報告単位の重要な部分が売却または処分される可能性が50%をこえる。
 - f. 報告単位内の重要な資産グループの回復可能性のテストを行っている。
 - g. 報告単位を公営する子会社の財務諸表に減損損失が計上されている。
- 4) のれんの減損とはのれんの簿価が潜在的な公正価値を超過する場合に存在する状態である。のれんの公正価値は差額でのみ測定され、直接測定することはできない。よって減損損失の測定を行うために、のれんの価値を合理的な方法で計算する。この計算された値を潜在的なれんの公正価値という (SFAS142, par18, note13)。
- 5) ネット・デットとは有利子負債から現金預金、有価証券、遊休不動産などを控除した純有利子負債のことをいう。
- 6) のれんの減損テストのために、以下の規準を満たした場合、取得日以降、引き受けた資産・負債は報告単位に配分されることになる。
 - a. 資産と負債が報告単位の運用に用いられる。
 - b. 資産または負債が報告単位の公正価値の計算に用いられる。企業の一部と見なされている資産または負債も、先の基準を満たす場合、報告単位に配分される。それらの規準を満たし報告単位に配分される項目の例は、報告単位に現存する製造設備の環境賠償責任と報告単位の公正価値の計算に含まれるだろう年金債務である。この規定は企業結合により引き受けた資産・負債と、それぞれ別々に取得または引き受けた資産・負債、他の資産グループに関するものにも適用される。

- 7) 2006年にFASBにより設置された委員会であり、大小の非公開の営利企業を代表する議長と12人の委員により構成され、非公開企業のための会計基準設定に関連する論点についてFASBに対して提案を行い、会計基準設定活動が、非公開企業の日常業務にどのような影響を与えるのかに着目することを使命とする(川西、2011年、p.35)。
- 8) FASBはPCFRCと議論を行い、2010年公開草案に対するコメントレターを再審議した。PCFRCからのコメントレターは、たとえその企業の報告単位の帳簿価額がゼロ以上であっても、すべての非公開会社に対して定性評価アプローチを使用することを認めることを検討することを勧告している。
- 9) のれんの減損テストの全体的な手続きの流れも公開草案から変更はないが、定性的評価のコマに付された注が修正されている。
1. 報告単位の簿価がゼロまたはマイナスの企業を除いて、質的評価をスキップして減損テストの第1段階に進むという無条件のオプションをもつ。
 2. その簿価がゼロまたはマイナスの報告単位を持つ企業は、要求された質的評価を実行した結果、のれんの減損が存在する確率が50%を超えるかどうかの決定を行った場合、直接第2段階に進むことになる。第2段階を実行するために、企業は報告単位の公正価値を計算しなくてはならない。

引用・参考文献

- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Intangibles-Goodwill and Other (Topic 350) -How the Carrying Amount of a Reporting Unit Should Be Calculated When Performing Step 1 of the Goodwill Impairment Test*, 2010a.
- , Accounting Standards Update No.2010-28, *Intangibles-Goodwill and Other (Topic 350) -When to Perform Step 2 of the Goodwill Impairment Test for Reporting Units with Zero or Negative Carrying Amounts*, 2010b.
- , Exposure Draft, *Intangibles-Goodwill and Other (Topic 350) -Testing Goodwill for Impairment*, 2011a.
- , Accounting Standards Update No.2011-08, *Intangibles-Goodwill and Other (Topic 350) -Testing Goodwill for Impairment*, 2011b.
- , Statement of Financial Accounting Standards No.142, *Goodwill and Other Intangible Assets*, 2001.
- , Statement of Financial Accounting Standards No.142 (As Amended), *Goodwill and Other Intangible Assets*, 2008.
- Hirschey, Mark and Vernon J.“Recharadson, Information content of accounting goodwill numbers”, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.21 (2002), pp.173-191.
- 伊藤邦雄(2008)『ゼミナール企業価値評価』日本経済新聞出版社.
- 島田奈美(2010)「暖簾減損情報の有用性」『年報 経営分析研究』日本経営分析学会、74-82頁.
- 川西安喜(2011)『解説 コメント募集「非公開企業会計基準改善会議を設置する計画」』第一法規、36-40頁.
- 企業結合会計研究委員会(1999)『企業結合会計を潜る論点』企業財務制度研究会.
- 日本公認会計士協会(1978)『AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会.
- 山内暁(2010)『暖簾の会計』中央経済社.